一般社団法人日本結晶学会

定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、一般社団法人日本結晶学会（以下「本会」という。）とする。

（事務所）
第２条　本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。
２　本会は、支部を置くことができる。

第２章　目的および事業

（目的）
第３条　本会は、結晶学およびこれに密接に関連する学問の進歩を図ることを目的とする。

（事業）
第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 年会、分科会、講演などの学術的会合の開催
(2) 機関誌その他の出版物の刊行
(3) 国際結晶学連合等の内外の関連団体の事業について、本会評議員会が必要と認めた事項に関する情報の会員への通知
(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（法人の構成員）
第５条　本会に次の会員を置く。
(1) 正会員　結晶学またはこれに密接に関連する学問の分野に関して知識を有し、評議員会によってその入会が適当と認められた者。
(2) 学生会員　細則に定める条件を満たし、評議員会によって認められた者
(3) 終身会員　細則に定める条件を満たし、評議員会によって認められた者。
(4) 永年会員　細則に定める条件を満たし、評議員会によって認められた者。
(5) 名誉会員　結晶学またはこれに密接に関連する学問の分野において功績顕著な者で、評議員会によって推薦され会員総会によって承認された者。
(6) 賛助会員　本会の目的を賛助し、その事業を援助する者または団体で、評議員会によ

ってその入会が認められたもの。

2　正会員より選出される 30 名の評議員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

3　評議員を選出するため、正会員、学生会員、終身会員、永年会員ならびに名誉会員による評議員選挙を行う。評議員選挙を行うために必要な細則は幹事会において定める。

4　評議員は、正会員の中から選ばれることを要する。

5　第 3 項の評議員選挙において、正会員、学生会員、終身会員、永年会員ならびに名誉会員は、等しく評議員を選挙する権利を有する。幹事または幹事会は、評議員を選出することは、できない。

6　第 3 項の評議員選挙は、毎年実施することとし、評議員の半数が改選される。評議員の任期は、評議員選挙後、最初に開催される定時評議員会の終結日から、当該定時評議員選挙の終結日から 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の日までとし、再任は妨げないが、3 期を超えて再任することはできない。ただし、評議員が評議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員の解任の訴え（一般法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（一般法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない（当該評議員は、役員の選任および解任（一般法人法第 63 条および第 70 条）ならびに定款変更（一般法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。

7　評議員が欠けた場合または評議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の評議員を選挙することができる。補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。

8　補欠の評議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人または 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨および当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9　第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の評議員選挙終了の時までとする。

10　正会員、学生会員、終身会員、永年会員ならびに名誉会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、評議員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 一般法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

(2) 一般法人法第 32 条第 2 項の権利（会員名簿の閲覧等）

(3) 一般法人法第 57 条第 4 項の権利（評議員会の議事録の閲覧等）

(4) 一般法人法第 50 条第 6 項の権利（評議員の代理権証明書面等の閲覧等）
(5) 一般法人法第 51 条第 4 項および第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
(6) 一般法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
(7) 一般法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
(8) 一般法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）
第 6 条　正会員、学生会員、および賛助会員になろうとする者は、所定の手続きを経て評議員会の承認を得なければならない。

（年会費）
第 7 条　本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、評議員会において別に定める年会費を支払わなければならない。
2　既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（任意退会）
第 8 条　会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第 9 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の決議によって当該会員を除名することができる。
(1) 本会の名誉を著しく傷つける行為を行った場合。
(2) 本会の目的を明らかに著しく損なう行為を行った場合。
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第 10 条　会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会したとき。
(2) 除名されたとき。
(3) 第 7 条の年会費の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
(4) 評議員の全員が同意したとき。
(5) 当該会員が死亡または解散したとき。

第 4 章　評議員会

（構成）

第 11 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2　前項の評議員会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権限）

第 12 条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の入会、除名ならびに会員資格の承認

(2) 幹事および監査役の選任または解任

(3) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散および残余財産の処分

(6) 収支予算および事業計画の承認

(7) 細則および規程の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

（開催）

第 13 条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 14 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、幹事会の決議に基づき会長が招集する。

2　総評議員の 5 分の 1 以上の議決権を有する評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第 15 条　評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

2　会長が評議員会に出席していない場合は、庶務幹事がこれに当たる。

（議決権）

第 16 条　評議員会における議決権は、評議員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 17 条　評議員会の決議は、議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員の議決権総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監査役の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3　評議員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

4　評議員は、書面による議決権の行使ができる。

5　代理人および書面により議決権を行使した者は、総会の出席者として取り扱う。

（議事録）

第 18 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長および評議員会に出席した評議員より選出された議事録署名人 1 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章　会員総会

（会員総会）

第 19 条　本会は、会員総会を置く。

2　会員総会は、すべての会員をもって構成する。

3　会員総会に関する詳細は、別途定める。

第 6 章　役員

（役員の設置）

第 20 条　本会に、次の役員を置く。

(1) 幹事　　3 名以上

(2) 監査役　2 名以内

2　前項の幹事をもって一般法人法上の理事とし、監査役をもって一般法人法上の監事とする。

3　幹事のうち 1 名を会長、1 名を庶務幹事とする。

4　前項の会長および庶務幹事をもって一般法人法上の代表理事とする。

（役員の選任）

第 21 条　幹事および監査役は、評議員会の決議によって選任する。

2　会長は、選挙の結果を参考とし、幹事会の決議によって幹事の中から選定する。

3　庶務幹事は、幹事会の決議によって幹事の中から選定する。

（幹事の職務および権限）

第 22 条　幹事は、幹事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3　会長に事故があるときは、庶務幹事が会長の業務を代行する。

4　会計、編集、行事、広報、情報、男女共同参画推進その他の各幹事が執行する事項は別途定める。

5　会長および庶務幹事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を幹事会に報告しなければならない。

（監査役の職務および権限）

第 23 条　監査役は、幹事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監査役は、いつでも、本会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 24 条　幹事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2　監査役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された幹事または監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　幹事または監査役は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお幹事または監査役としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 25 条　幹事および監査役は、評議員会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）
第 26 条　幹事および監査役は、無報酬とする。

（責任の免除）
第 27 条　本会は、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、幹事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章　幹事会

（構成）
第 28 条　本会に幹事会を置く。
2　幹事会は、すべての幹事をもって構成する。
3　前項の幹事会をもって一般法人法上の理事会とする。

（権限）
第 29 条　幹事会は、次の職務を行う。
(1) 本会の業務執行の決定
(2) 幹事の職務の執行の監督
(3) 会長および庶務幹事の選定および解職

（招集）
第 30 条　幹事会は、会長が招集する。
2　会長に事故があるときは、庶務幹事が幹事会を招集する。

（決議）
第 31 条　幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する幹事を除く幹事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、幹事会の決議があったものとみなす。

（議長）
第 32 条　幹事会の議長は、会長がこれに当たる。

（議事録）
第 33 条　幹事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した会長、庶務幹事および監査役は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章　委員会

（委員会）
第 34 条　本会は、必要に応じ委員会を置くことができる。
2　委員会についての詳細は、別途定める。

第 9 章　資産および会計

（事業年度）
第 35 条　本会の事業年度は、毎年 2 月 1 日に始まり翌年 1 月 31 日に終わる。

（事業計画および収支予算）
第 36 条　本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、幹事会および評議員会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

（事業報告および決算）
第 37 条　本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監査役の監査を受けた上で、幹事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3　第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款、

会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

（剰余金の分配禁止）
第 38 条　本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章　定款の変更および解散

（定款の変更）
第 39 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

（解散）
第 40 条　本会は、評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第 41 条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章　公告の方法

（公告の方法）
第 42 条　本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附　則

第 43 条　この法人の設立当初の事業年度は，第 34 条の規定にかかわらず，本会の成立の日から平成 29 年 1 月 31 日までとする。

第 44 条　本会の設立時社員の氏名および住所は次のとおりである。
住所　○○○○
氏名　○○○○
住所　○○○○
氏名　○○○○

住所　○○○○
氏名　○○○○
住所　○○○○
氏名　○○○○

第 45 条　本会の設立時幹事は次のとおりである。
幹事　○○○○
幹事　○○○○
幹事　○○○○

第 46 条　本会の設立時監査役は次のとおりである。
監査役　○○○○
監査役　○○○○

第 47 条　本会の設立時会長は次のとおりである。
住所　○○○○
氏名　○○○○

第 48 条　本附則第 42 条乃至本条は、平成○年○月○日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する

以上、一般社団法人○○○○設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士井栗禎子は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成○年○月○日

○○○○
○○○○

○○○○

○○○○

○○○○
○○○○

上記設立時社員○名の定款作成代理人
東京都中央区京橋三丁目９番７号
司法書士　井栗　禎子